

内閣府、総務省、法務省、
○外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省、
告示第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

防衛大臣 小泉進次郎

水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指

針

本指針は、水銀含有再生資源管理者がその管理に係る水銀含有再生資源（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項に規定する水銀含有再生資源をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

第一 水銀含有再生資源の管理に共通する事項

- 1 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。

2 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

3 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあつては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。

4 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 水銀含有再生資源の保管に関する事項

1 水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。

2 水銀含有再生資源は、周囲に囲い（保管する水銀含有再生資源の荷重が直接当該囲いにかかる

構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で保管すること。

3 屋外において容器を用いずに水銀含有再生資源を保管する場合にあっては、積み上げられた水銀含有再生資源の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条第二号ロに規定する高さを超えないようにすること。

4 2及び3の規定にかかわらず、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する物にあっては、次の措置を講ずること。

- (1) 水銀含有再生資源が飛散し、及び流出するおそれのない容器で保管すること。
- (2) 水銀含有再生資源の容器に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
- (3) 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。